

# 内日角墓地管理組合規則

## (名称及び設置)

**第一条** この活動組織は、内日角区墓地管理組合(以下「墓地管理組合」という)と称し、内日角区からの委任に基づき内日角区墓地(以下「墓地」という)の管理並びに運用に係る活動を行う。墓地管理組合の事務所は、内日角公民館内(石川県かほく市内日角二の10の11)に設置する。

## (定義)

**第二条** この管理規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 墓碑: 焼骨を埋蔵する施設をいう。
- 2) 碑石: 後世に伝えるべき事柄を彫刻して建設するものをいう。
- 3) 墓所: 墓碑、碑石等を設けるために区画した場所をいう。
- 4) 墓地: 地蔵、共同供養塔、生垣、通路、休憩所、水道等の共有施設、並びに墓所を含めた内日角区墓地の総称をいう。

## (管理運用)

**第三条** 墓地管理組合は、墓地の使用環境を良好な状態に維持するための管理を行うため、次の各号に掲げる墓地運用関連活動を行う。

- 1) 墓所の使用申請、使用審査、使用許可、使用権承継又は返還等に係る事務手続きに関すること
- 2) 墓所台帳の維持管理、使用料又は管理料の徴収等に関すること
- 3) 墓所内工作物の設置、変更、又は撤去の承認、立ち合い等に関すること
- 4) 墓地付帯共有施設等の修理又は修繕等に関すること
- 5) その他前1号から4号の事項に不随する活動

## (使用及び組合員の資格)

**第四条** 墓地並びに墓所を使用しようとする者は、内日角区内に住所を有する者でなければならない。ただし、墓地管理組合長(以下「組合長」という)が既に認めた既存の墓地並びに墓所使用者はこの限りではない。使用許可を得たものは、墓地管理組合員(以下「組合員」という)となる。

## (使用申請及び使用許可)

**第五条** 墓地並びに墓所の使用の許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて組合長に提出し、組合長の使用許可を受けなければならない。

## (使用許可証及び使用許可証の再発行)

**第六条** 組合長に提出された申請書が審査され適当であると認められたとき、組合長は、墓地の使用を申請した者に対し、その墓所の位置及び範囲を指定した墓地使用許可証(様式第2号)を発行する。墓地使用許可証を得た者が、墓地使用者(以下「使用者」という)となる。

2. 使用者が墓地使用許可証を亡失したときは、墓地使用許可証再発行申請書(様式第3号)を組合長に提出しなければならない。

## (使用の制限等)

**第七条** 組合長は、墓地並びに墓所の使用について、一定の条件を付し、又は墓地並びに墓所の管理上必要な次の各号に掲げる制限を設けること若しくは使用者に必要な措置を行わせることができる。

- 1) 公衆衛生上、土葬(埋葬)してはならない。また、ペット等の動物の埋蔵をしてはならない。
  - 2) 墓所の合併及び分割使用をしてはならない。
  - 3) 墓碑建設その他の工事を行うときは、事前に組合長に墓碑等工事施工届(様式4号)に必要な書類を添えて提出し承認を得なければならない。
    - (1) 墓碑その他工作物(以下「墓碑等」という。)の設置に当たっては、その高さを通路面から2.5m以内とする。ただし、既設のものは、これを認めるものとする。
    - (2) 延石、盛土の高さは、通路面から0.5m以下とする。ただし、既設のものは、これを認めるものとする。
    - (3) 墓所境界を示す巻石の前面に設置された踏み石部分を、墓所として使用してはならない。踏み石部分の修繕は、使用者の費用負担にて取り行う。
    - (4) 墓所相互間の安全な通行を確保するため、通行の妨げになるような囲障及び植樹は認めない。
  - 4) 墓参及び工事等で他人の通行を認めること
  - 5) 墓地内に存在する工作物(墓所内の使用者に属するものを除く)は、全て内日角区の所有であって、これを不当に使用し、又は処分してはならない。
2. 組合長は、使用者が求められた措置を行わないときは、これを行い、その費用を使用者から徴収することができる。

## (永代使用料)

**第八条** 使用者は、使用許可証が発行され次第、別表1に定められた永代使用料(以下「使用料」という)を直ちに一括して支払わなければならない。使用料は、環境の変化等の理由により相当と認められる範囲内で改定できるものとする。ただし、金額の改定には、墓地管理組合総会での承認を要するものとする。既納の使用料は、別表2に規定された場合を除き返還されないものとする。

2. 前項別表2に規定する使用料の返還を請求しようとする者は、使用料返還請求書(様式第5号)を組合長に提出しなければならない。

## (管理料)

**第九条** 使用者は、事務費並びに墓地の環境の整備等、墓地の管理に要する費用として別表3に定められた管理料を、支払わなければならない。管理料は、最初の支払いを、使用が許可された日から1週間以内に支払われるものとし、次年度からは5月末日までに当該年度分を支払うものとする。環境の変化等の理由により相当と認められる範囲内で管理料を改定できるものとする。金額の改定には、墓地管理組合総会での承認を要するものとする。既納の管理料は返還されないものとする。

## (住所等の届出)

**第十条** 使用者は、住所、氏名等を変更したときは、速やかに住所等変更届(様式第6号)を組合長に届け出なければならない。

## (使用権の承継)

**第十一条** 使用の許可を受けた者が死亡したときは、その使用権は法令の定めるところによる相続人(「六親等以内の血族及び配偶者と三親等以内の親族」をいう)、又は組合長の承認を受けた親族が組合長に墓地使用権承継許可申請書(様式第7号)を提出しなければならない。その内容が審査され適当であると認められたとき、組合長は墓地使用権承継許可証(様式第8号)を、当該承継を認める者(以下「承継使用者」という)に発行する。

## (清掃の義務)

**第十二条** 使用許可を受けた墓所内の清掃は、使用者において行い、常に良好な環境の保全に努めなければならない。墓所以外の墓地共用施設の清掃は、墓地管理組合がその責務を担うものとする。

#### (墓地の返還)

- 第十三条** 使用者は、その使用の必要がなくなり墓地を返還するときは、墓地返還届(様式第9号)に墓地使用許可証を添えて組合長に提出し、承認を受けなければならない。
2. 使用者は、前項の承認があったときは、速やかに必要な改葬等を行って原状に回復し、墓地管理組合の確認を受けなければならない。
  3. 第七条第2項の規定は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しない場合に準用する。

#### (工作物の建設、変更、撤去の承認)

- 第十四条** 使用者は、墓碑等を建設し、又は改修しようとするときは、事前に墓碑等工事施工届(様式第4号)にその他必要な書類を添えて組合長に提出し、承認を受けなければならない。承認を受けた後でなければ着工することができない。
2. 使用者は、墓碑等を撤去し、又は移転しようとするときは、事前に墓碑等工事施工届(様式第4号)にその他必要な書類を添えて組合長に提出し、承認を受けなければならない。承認を受けた後でなければ着工することができない。
  3. 前1項並びに2項の規定により届出をした工事が完了したときは、使用者は、墓地管理組合に届け出その立ち合いと承認を受けなければならない。

#### (工作物の管理)

- 第十五条** 使用者は、墓所内の工作物等が転倒その他危険を及ぼすおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。
2. 前1項の規定について、組合長は、必要に応じ、使用者に勧告し、又は指示することができる。
  3. 第七条第2項の規定は、使用者が前項の規定による組合長の勧告、又は指示に従わない場合に準用する。

#### (使用許可の取り消し)

- 第十六条** 組合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消すことができる。
- 1) 墓碑等の設置以外の目的に使用したとき
  - 2) 墓所の使用権を他の者に譲渡又は転貸したとき
  - 3) この管理規則に違反し、又は組合長の指示に従わないとき
  - 4) 使用申し込みの際、偽りその他の不正な手段により使用許可を得たとき

#### (使用権の消滅)

- 第十七条** 次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用権は、消滅する。
- 1) 使用者が死亡し3年を経過しても、相続人若しくは親族又は縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がなく無縁墳墓と認められるとき
  - 2) 使用者が住所不明となり、原則5年を経過したとき
  2. 前項第1号の事由が発生した日から3年を経過し、又は同項第2号に該当するに至ったときは、組合長は、墓碑又は墓碑類を一定の場所に移転、又は廃棄することができる。

#### (損害負担)

- 第十八条** 墓所内における墓碑等に関する損害について、内日角区及び墓地管理組合は、その責めを一切負わない。地震等の天災で墓碑等が倒壊及び損傷した場合には、使用者は自己の費用で修繕及び復旧するものとする。

#### (墓地管理責任)

- 第十九条** 墓地管理組合長(以下「組合長」という)が、墓地の管理並びに運用に係る活動の全ての責任を担う。
2. 内日角区副区長若しくは内日角区役員が、組合長を兼務する。

#### (組合役員の選出、及び任期)

- 第二十条** 墓地管理組合の健全な運営を期するため、内日角区内の各町会の組合員の中から、各町会長がそれぞれ2名の役員を選出するものとし、その任期は2年とする。ただし、組合長と副組合長を同時に代えないものとする。また、各町会の役員についても同時に代えないものとする。
2. 役員の互選により、副組合長、及び会計を各1名選任する。

#### (組合長、副組合長、会計の職務)

- 第二十一条** 墓地管理組合の組合長、副組合長、会計の職務は、次の通りとする。
- 1) 組合長は、墓地管理組合を代表し、その活動を総括する。
  - 2) 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるとき、又は組合長不在のときはその職務を代行する。
  - 3) 会計は、墓地管理に係る会計業務をおこない、会計収支報告書を作成し証拠書類を添えて会計監査を毎年受ける。

#### (監事の選任)

- 第二十二条** 監事は、内日角区総会にて選出された監事が当たるものとし、毎年1回の会計監査をおこなう。墓地管理組合は、その結果を毎年の事業報告書に反映させるものとする。

#### (事業報告、及び総会)

- 第二十三条** 墓地管理組合は、毎年1回の事業報告書(含む会計報告、役員改選等)を組合員に配付する。ただし、組合長が必要と認めたときは、総会を開催することができる。
2. 総会は、組合長への委任状を含め組合員の2分の1以上の出席をもって成立する。
  3. 総会の議長は、出席した組合員のうちから選出する。
  4. 議事は、組合長への委任状と出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところとなる。
  5. 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成し組合員へ配付する。

#### (役員会)

- 第二十四条** 墓地管理組合の役員会は、組合長が必要の都度開催するものとする。必要あるときは、決定事項(区総会での墓地関連決定事項を含む)を記載した書面を作成し組合員へ配付するものとする。

#### (読替規定)

- 第二十五条** 第六条(使用許可証及び使用許可証の再発行)から第十条(住所等の届出)まで、第十二条(清掃の義務)から第十八条(損害負担)まで、並びに第二十条(組合員の資格)の規定は、承継使用者について準用する。

#### 附則

1. この内日角区墓地管理規則は、2017年4月3日から施行する。なお、旧内日角墓地管理規則は、2017年4月2日をもって失効する。

2. この内日角墓地管理規約で使用する様式1号～様式9号は、墓地管理様式集に記載する。

**別表1（第八条第一項 永代使用料）**

区分	面積	使用料(円)
1種	13 m <sup>2</sup> (2.3m x 5.8m)	650,000円
2種	10 m <sup>2</sup> (2.3m x 4.3m)	500,000円
3種	6 m <sup>2</sup> (2.3m x 2.8m)	300,000円
4種	4 m <sup>2</sup> (1.8m x 2.3m)	200,000円

注) 使用料は、新規使用申請者に適用される。平米単価を、約5万円とする。

**別表2（第八条第二項 使用料の返還）**

返還することが出来る場合	返還使用料
1) 使用者が自己都合により、使用許可の日から3年以内に墓所の全部を返還した場合	既納使用料の10分の5相当額
2) 組合長が使用許可の日から3年以内の利用者に対し、墓所の全部の返還を求め、これに応じて使用者が墓所の全部を返還した場合(ただし、管理規定第十六条の規定により使用許可を取り消された場合の返還を除く。)	既納使用料の全額
3) 組合長が使用許可の日から4年以上10年以内の利用者に対し、墓所の全部の返還を求め、これに応じて使用者が墓地の全部を返還した場合(ただし、管理規定第十六条の規定により使用許可を取り消された場合の返還を除く。)	既納使用料の10分の5相当額

注) 返還使用料は、使用者が永代使用权を得るために既に支払った金額に基づき返還される。

**別表3（第九条 管理料）**

区分	面積	管理料(円 / 年)
1種	13 m <sup>2</sup> (2.3m x 5.8m)	1,000円 / 区画
2種	10 m <sup>2</sup> (2.3m x 4.3m)	1,000円 / 区画
3種	6 m <sup>2</sup> (2.3m x 2.8m)	1,000円 / 区画
4種	4 m <sup>2</sup> (1.8m x 2.3m)	1,000円 / 区画